# 入 札 説 明 書

令和2年4月17日 契約担当者 公立大学法人国際教養大学 事務局長 石川 定人

# 1. 入札に付する事項

(1) 名称

国際教養大学建築物劣化診断及び長期修繕計画作成業務委託

(2)業務の仕様等

国際教養大学建築物劣化診断及び長期修繕計画作成業務委託仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和2年9月30日(水)まで

(4) 履行場所

秋田市雄和椿川字奥椿岱地内 公立大学法人国際教養大学

# 2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 国際教養大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 入札参加資格の確認の日において、秋田県及び公立大学法人国際教養大学の指名停止の措置を 受けていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)に該当しないこと。
- (5) 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成5年3月30日監-1973秋田県土木部長通知)第4条第1項に規定する資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務のうち、建築一般部門に登録されていること。
- (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の1の規定による一級建築士事務所登録を受け、 当該登録事務所の所在地を秋田市、男鹿市、潟上市又は南秋田郡内に有すること。
- (7)過去2年間に国、地方公共団体、本学又はこれらに準ずる団体との間で当該契約と種類(建築一般部門)及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行していること。(建築一般部門の設計業務でも可)
- (8) 配置予定技術者の資格要件等

管理技術者

担当技術者

資格要件 一級建築士の資格を有すること

実績要件 過去に同種類類似業務 (建築劣化診断等) の実績を1件以上有すること

資格要件 一級建築士の資格を有すること

※管理技術者は担当技術者を兼ねることができる。

(9) 当該調達契約に係る入札参加資格を有すると確認されていること。

## 3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 010-1292 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱 1 9 3 - 2 国際教養大学施設管理課 小野、加藤

電話 018-886-5834 FAX 018-886-5910

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

国際教養大学ホームページに掲載する。

### 4. 入札参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次により理事長に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類等
  - ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
  - イ 2-(7)を証明する契約書及び当該契約に係る委託料の支払いを確認できる資料等
  - ウ 2-(8) に掲げる者の資格証明書等の写し

(合格証明書等の写し及び健康保険証の写し)

- エ 管理技術者の実績要件を確認できる書類
- (2) 提出方法

持参又は郵送すること。

※現在、新型コロナウイルス感染症対策として、学内への立入り制限を行っていますので、 持参する場合は、事前に提出日時等をお知らせください。

(3)提出期間

国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程(平成16年規程第34号)第7条に規定する休日を除き令和2年4月22日(水)から令和2年4月24日(金)までとする。

(4) 提出場所

公立大学法人 国際教養大学 事務局 施設管理課

秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2

(5) 提出部数

1 部

- (6) 期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (7)入札参加資格の確認結果については、令和2年5月1日(金)までに書面をもって通知する。
- (8) 競争入札参加資格確認申請書等を提出した者のうち、入札参加資格がないとされた者で、不服 のある者は、令和2年5月7日(木)までに、その理由について説明を求めることができる。
- (9) 競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。なお、書式は任意とする。

### 5. 入札

(1) 競争入札参加者等(競争入札参加者又はその委任状を有し、競争入札参加者に代わって入札を 行おうとするもの(以下「代理人」という。)をいう。以下同じ)は、本説明書(設計書、契 約書(案)、その他の添付書類を含む。以下「説明書等」という。)を熟覧の上、入札しなけ ればならない。

(2) 説明書等に疑義のある場合には、次により質問することができる。

ア 質問受付期間 令和2年5月7日(木)まで

イ 質問書の提出先 3-(4)に示す場所と同じ

ウ 質問者の様式 質問者が任意に作成すること。

エ 回答期限 令和2年5月13日(水)まで

オ 回答方法 ファックスにより回答

### 6. 入札の日時及び場所

令和2年5月19日(火)午後2時00分から 国際教養大学 A棟4階 第2会議室

## 7. 開札の方法等

- (1) 開札は、入札者又はその代理人が出席のもとに行うものとする。なお、代理人が入札を行う場合は、別添委任状を要する。
- (2)入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、 直ちに再度入札を行う。
- (5)入札は原則2回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は国際教養大学会計規程第36条第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 開札に立ち会う場所に持参するもの
  - ・ 開札に立ち会う者の身分証明書 (運転免許証等)
  - ・ 再度の入札に使用する印鑑 (印影の変化する印鑑を除く)
  - 委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る)
  - ・見積明細書(入札書の積算内訳)

## 8. 契約の方法

契約の方法は一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てした金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 9. 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた者は、公立大学法人国際教養大学から提供を受けた文書、図面、 データ等すべて(この入札説明書のほか、追加資料を含む。)について守秘義務を負い、第三者に 漏らしてはならず、本件の調達手続き以外の目的(広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。)に 使用してはならない。

## 10. 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え、及び撤回はできない。

### 11. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - ア 委任状を持参しない代理人のした入札
  - イ 2に定めた資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格申請書を提出しないまました入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 前各号に定めるほか、入札心得及び説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

## 12. 落札者の決定方法

契約事務規程第 29 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効 入札を行った者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しない。

## 13. 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

公立大学法人国際教養大学施設管理課職員

## 14. 契約書の要否 要

## 15. 契約保証の要否 要

契約金額の10分の1以上の金額とする。ただし、国際教養大学契約事務規程第22条の各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。

## 16. 契約条項

別添「契約書(案)」による。

# 17. 支払条件

公立大学法人国際教養大学が行う検査に合格した後、適法な支払請求書に基づいて支払う。

## 18. その他

入札説明書の中で、確認書類等の提出を求められている場合は、その指示に従うこと。

## 19. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 20. 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

公立大学法人国際教養大学施設管理課

電話 018-886-5834 FAX 018-886-5910

# 国際教養大学建築物劣化診断及び長期修繕計画作成業務 仕 様 書

本業務は、国際教養大学の対象施設における経年に伴う劣化現象による劣化度を調査・診断し、各施設の機能維持と向上を図るため、効率的かつ効果的な修繕計画を作成するものである。

なお、本業務では、機械設備・電気設備を除く建築部分等を対象とし、業務対象 及び業務内容については、以下の仕様を満たすものとする。

# 1. 対象となる建物概要

| 施設名         | 棟数 | 構造             | 延床面積                  | 建設年月日      |
|-------------|----|----------------|-----------------------|------------|
| 管理棟(A棟)     | 1棟 | RC 造 4 階建      | 3, 885 m²             | S52. 6. 20 |
| 講義棟(B棟)     | 1棟 | RC 造 3 階建      | 1, 952 m²             | Н2. 5. 1   |
| 講義棟(C棟)     | 1棟 | RC 造 3 階建      | 1, 708 m <sup>2</sup> | Н2. 5. 1   |
| 講義・研究棟 (D棟) | 1棟 | 木造一部 RC 造 2 階建 | 2,676 m <sup>2</sup>  | H20.12.12  |
| ファカルティ棟(E棟) | 1棟 | RC 造平屋         | 672 m²                | S55. 3. 25 |
| 学生会館 (F棟)   | 1棟 | RC 造 2 階建      | 1, 973 m <sup>2</sup> | H4. 3. 18  |
| 図書館棟 (L棟)   | 1棟 | 木造一部 RC 造 2 階建 | 3, 984 m²             | H20. 3. 26 |
| サークル棟       | 1棟 | 鉄骨造平屋          | 323 m²                | S53. 3. 25 |
| 車庫          | 1棟 | 鉄骨造平屋          | 219 m²                | S53. 7. 31 |

# 2. 調査対象

調査対象は建築部分として、部位は以下のとおりとする。

- 躯体
- ・屋根及び屋上
- 外部
- ・内部 (床・壁・天井等)
- ・建具(内外、サッシ等を含む)
- ・外構(建物廻りのみ)

# 3. 現況確認及び履歴調査

- ・日常点検及び法定点検の結果等の確認や、施設の不具合等について施設管理者 等ヘヒアリング調査を行う。
- ・過去の工事の竣工図等を確認し、調査対象部位の補修・改修履歴の調査を行う。

# 4. 劣化調査

- ・各部位の劣化等の進行状況や程度を目視、触指、打診等による非破壊検査等により調査する。目視は可能な限り接近して行う。
- ・原則として高所作業車や仮設物設置を要する調査は行わない。そのような箇所 がある場合は、双眼鏡等を用い、目視による概観調査を行う。
- ・調査対象の状況・特徴等から、一部破壊(削り取り・はぎ取り等含む)しての 調査が必要な場合は、追加費用を含めて、別途協議する。
- ・教室等の調査は、使用中に実施しないように配慮すること。

# 5. 劣化診断

劣化調査等の結果に基づく劣化診断を実施し、報告書(別添様式案)にまとめ提出する。報告内容は以下のとおりとする。

- ・現状の劣化状態(4段階の緊急度判定)
  - ※ 調査項目ごとに、劣化の状態を簡潔に記載する。
  - ※ 劣化が進行した場合に予想される被害の説明も加える。
- ・修繕更新の方針
- ・調査写真及び写真位置図

# 6. 長期修繕計画書作成

施設管理者へのヒアリングや劣化診断の結果に基づき、各建物の今後10年間の長期修繕計画書(成果品)を作成する。

長期修繕計画には以下の内容を盛り込むこと。

- ・管理上の課題等
- ・修繕または更新が必要な箇所及びその内容
  - ※ 劣化診断報告書との整合性をとること。
- ・修繕または更新の優先順位や、必要な時期(年度等)
- ・修繕または更新に必要な概算工事費用の算出
  - ※ 修繕または更新内容、該当する項目ごとに工事費用を積算し、概算内訳書 を添付する。

## 7. その他

- ・調査工程については、大学担当者と調整の上決定する。特に音の発生する作業 については、事前にその内容を担当者に報告すること。
- ・提出書類はA4を基本とし、必要に応じてA3を使用する。
- ・この仕様書に明記されていない事項については、発注者と受託者が協議して決 定する。

| 建築物の劣化診断調査報告書   |                                       |   |  |  |  |
|-----------------|---------------------------------------|---|--|--|--|
| 場所(建物名)         | 調査対象部位                                |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
| 調査実施状況          |                                       |   |  |  |  |
| 《確認方法》          |                                       |   |  |  |  |
| 《判定基準》          |                                       |   |  |  |  |
| A 良い状況(軽微な劣化)   | 経過観察し、異常時等に対応するもの。劣化状況が全体の1%未満の範囲     |   |  |  |  |
| B中間状態(中程度の劣化)   | 3~6年以内に小規模修繕が必要と判断されるもの。劣化状況が全体の20%未満 |   |  |  |  |
| C悪い状態(著しい劣化)    | 1~2年以内に大規模修繕が必要と判断されるもの。劣化状況が全体の20%以上 |   |  |  |  |
| D極めて悪い状態(要緊急修繕) | 可及的速やかに修繕・更新が必要と判断させるもの               |   |  |  |  |
| 調査項目            | 大態 判定                                 | È |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
| 総合判定            | □ 異常なし □ 経過観察 □ 要修繕、更                 | 新 |  |  |  |
| 修繕更新の方針         | □ 大規模修繕又は更新を要する □ 部分修繕・部分更新等を要する      | る |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
| 修繕更新等に要する       |                                       |   |  |  |  |
| 概算工事費           |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |
|                 |                                       |   |  |  |  |

## 国際教養大学建築物劣化診断及び長期修繕計画作成業務委託契約書(案)

公立大学法人 国際教養大学 理事長 鈴木 典比古(以下「甲」という。)と●●●● (以下「乙」という。)は、国際教養大学建築物劣化診断及び長期修繕計画作成業務委託について次のとおり委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## (委託業務及び内容)

第1条 この契約は、甲が、別添「国際教養大学建築物診断及び長期修繕計画作成業務仕様書」 (以下「仕様書」という。)の業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

# (委託業務費等)

第2条 委託費用は、総額

円(うち消費税及び地方消費税額

円)

とする。委託費用の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。

また、乙は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めなければならない。 ※契約事務規程第22条により契約保証金を免除する場合は下線部分を削除

#### (契約期間)

第3条 この契約の期間は契約日から令和2年9月30日までとする。ただし、なんらかの事情により、期間に変更が発生する場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### (委託業務の処理方法等)

- 第4条 乙は、別途仕様書等により、委託の本旨に従い善良な契約者としての注意をもって委 託業務を処理するものとする。
- 2 乙は、委託業務の処理方法及び進捗状況について、必要な提案、報告を行い、定例若しくは随時に、甲と協議しながら委託業務を処理するものとする。

## (検査及び引き渡し)

- 第5条 乙は、機器導入、構築および設定業務が完成したときは、甲の検査を受けて成果品を 引き渡すものとする。検査日は甲の指示する日とする。
- 2 前項の検査に合格しないときは、乙は直ちにこれを修正し、甲の指示する日までに甲の再検査を受けなければならない。この場合において、修正及び再検査に要する費用は、乙の負担とする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保 に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでな い。

## (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。 ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (秘密の保持)

- 第8条 乙は、この契約の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、委 託業務に係るすべての資料(以下「関係資料」という。)を第三者に閲覧させてはならない。
- 2 乙は、関係資料について指示目的外の使用又は第三者への提供をしてはならない。
- 3 乙は、甲が別に指示する以外に関係資料の複写又は複製をしてはならない。
- 4 乙は、前3項について事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(委託内容の変更)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合において、甲乙協議して委託業務の内容を変更することができる。
- (1) 事務の進行状況その他の事由により、仕様書等の内容を追加し、又は変更する必要があるとき。
- (2) 委託内容の追加、変更のため、所定の委託料の金額又は履行期限が著しく不適当であるとき。

(委託の解除)

- 第10条 甲又は乙は、相手方が正当理由なくして次の各号のいずれかに該当するときは、契約 を解除することができる。
  - (1) 甲又は乙が、当該契約に違反したとき。
  - (2) 乙が、この契約を履行することができないと認められるとき。
  - (3) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務を行う見込みがないと明らかに認められるとき。

### (損害賠償)

第11条 乙及び従事者が委託業務の実施に際して、甲及び第三者に損害を与えたときは、乙は、 その損害を賠償する責めを負うものとする。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第13条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第14条 この契約に定めない事項、又はこの契約の条項に関する疑義については、甲乙協議の うえ定めるものとする。

この契約を締結するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通 を保有する。

令和2年 月 日

(委託者) 甲 秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2

公立大学法人 国際教養大学 理事長 鈴木 典比古

(受託者) 乙

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては個人 の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 (秘密の保持)
- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による事務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。 (収集の制限)
- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を 達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (適正管理)
- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防 その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (目的外利用及び提供の禁止)
- 第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。 (複写又は複製の禁止)
- 第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を実施するために甲から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

- 第9 乙は、この契約による事務の従事者に対して、次の事項を周知するものとする。
  - (1)在職中及び退職後において当該事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用してはならないこと
  - (2)(1)に違反した場合は、秋田県個人情報保護条例(平成12年秋田県条例第138号)第52条、第53条又は第57条の規定により処罰されることがあること。
  - (3) その他当該事務に係る個人情報の保護に関し必要な事項

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の実施にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったと きは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする